

## 日野町在宅介護者支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 日野町在宅介護者支援事業（以下「事業」という。）は、要介護者を在宅において介護している者に、在宅介護者支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、介護者の介護負担及び経済的負担を軽減するとともに、要介護者の在宅生活の継続及び福祉の向上を図ることを目的とする。

### (事業主体)

第2条 本事業の実施主体は日野町とする。

### (対象者及び支給の制限)

第3条 この事業の対象者は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有し居住している者。
  - (2) 住民税非課税世帯に属している者。
  - (3) 介護保険料を滞納していない者。
  - (4) 介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定において、要介護3以上に認定されている65歳以上の者（以下「要介護者」という。）
  - (5) 前号で定める要介護者が、申請日の属する月の前月からさかのぼって4か月間、法に規定する施設サービス（法第8条第26項）、特定施設（法第8条第11項）、認知症対応型共同生活介護（法第8条第20項）、地域密着型特定施設入居者生活介護（法第8条第21項）及び地域密着型介護老人福祉施設を利用していないこと（当該期間中の短期入所利用合計日数が28日以内の利用者を除く。）及び1か月以上の入院をしていないこと。
- 2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第7条及び同法第20条に規定する額を超えるときは、その年の8月から翌年7月までは、支援金を支給しないこととする。この場合において、第7条中「扶養義務者」とあるのは「介護者」と、第20条中「受給資格者」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

### (支給要件)

第4条 支援金は本町に住所を有し、対象者と同居又は隣地に居住する住民税非課税世帯に属する親族で、常に当該対象者の日常生活の介護をしていると町長が認める者（法第9条に規定する被保険者である場合は、介護保険料を滞納していないこと。）に支給する。

(支給額)

第5条 支援金の額は、要介護者1人につき2万円とし、毎年度ごとの支給限度額を要介護者1人につき6万円までとする。

(支給方法)

第6条 支援金額は、支給要件を満たすと認められた場合、速やかに支給するものとする。

(支給申請)

第7条 支援金の支給を受けようとする者は、日野町在宅介護者支援金支給申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。申請については、支給決定された前回支給申請の対象期間と重複していないこととする。

(支給決定及び決定通知)

第8条 町長は前条に規定する申請を受付したときは、当該申請者についてその必要性を精査し、支給の可否を決定しなければならない。

2 前項の規定により、支給の可否を決定したときは、その旨を日野町在宅介護者支援金支給決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請書に通知するものとする。

(支給決定の取消し及び支援金の返還)

第9条 町長は、支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給の決定を取り消し、日野町在宅介護者支援金支給決定取消通知書(様式第3号)により受給者へ通知するとともに、既に支援金を支給している場合は、支給した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に規定する支給対象者に該当しないことが確認されたとき。
- (2) 要介護者の介護を怠っていると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により支援金の支給決定を受けようとするとき。
- (4) その他町長が返還させることが必要と認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

日野町長 様

申請者 住 所  
(介護者) 氏 名 印  
電 話

日野町在宅介護者支援金支給申請書

日野町家族介護支援事業実施要綱第7条により下記のとおり申請します。

なお、支給決定の為に必要がある場合は、その事項について調査することに同意します。

介護者	住所		
	氏名		要介護者との続柄 ( )
要介護者	住所		
	氏名		
	被保険者番号		
	要介護区分	要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5	
	世帯状況	同居者 人	
	支給対象期間	年 月 日～ 年 月 日	
	対象期間中 入院状況	日	

町確認欄

住民税課税状況	世帯課税 ・ 世帯非課税		
施設入所状況	有・無 (施設名 )		
短期入所状況	有・無 (施設名 日数 日)		
入院状況	有・無 (病院名 日数 日)		
所得制限※	超過 ・ 範囲内		

※詳細は裏面のとおり

(裏面)

○所得制限

介護者又は要介護者の所得が次の額以上であるときは支援金を支給しない。

この場合における所得の範囲とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第11条に規定する所得の範囲とする。

(単位：円)

扶養親族等の数	介護者		要介護者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	8,319,000	6,287,000	5,180,000	3,604,000
1	8,596,000	6,536,000	5,656,000	3,984,000
2	8,832,000	6,749,000	6,132,000	4,364,000
3	9,069,000	6,962,000	6,604,000	4,744,000
4	9,306,000	7,175,000	7,027,000	5,124,000
5	9,542,000	7,388,000	7,449,000	5,504,000

【計算表】

平成 年所得		介護者	要介護者
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(要介護者については、①老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、②特定扶養親族の数、③16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))		人 ( 人)	人 (① 人) (② 人) (③ 人)
所得	公的年金の収入額 A	円	円
	Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額 B	円	円
	公的年金等以外の雑所得金額 C	円	円
	雑所得以外のすべての所得額 D	円	円
	所得額 (B+C+D)	円	円
控除	障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の家族	人 円	人 円
	特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数	人 円	人 円
	障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の別	人 円	人 円
		円	円
		円	円
	社会保険料等相当額	円	円
控除後の所得額		円	円

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

日野町長

日野町在宅介護者支援金支給決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました日野町在宅介護者支援金支給については、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

介護者	住所		
	氏名		
要介護者	住所		
	氏名		
	被保険者番号		
	要介護区分		
決定事項	<input type="checkbox"/> 支給	支給金額	円
		支給日	年 月 日
		支給対象期間	年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 却下	理由	

（教示文記載）

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

日野町長

日野町在宅介護者支援金支給決定取消通知書

年 月 日付けで支給決定した在宅介護者支援金について、下記の理由により支給を取消しましたので通知します。

つきましては、日野町在宅介護者支援事業実施要綱第9条に基づき、支援金の全額返還を命じます。

記

取消し理由	
支給決定取消日	年 月 日
返還額	円
返還金納付期限	年 月 日まで

（教示文記載）